

第4次いすみ市行財政改革大綱

(令和3年度～令和7年度)



令和3年3月
い す み 市

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	第3次行財政改革の取り組み	2
第3章	いすみ市の現状と課題	3
第4章	新たな改革の取り組み	4
第4次	いすみ市行財政改革大綱の体系図	5
	基本方針ごとの推進項目	6
I.	地域の特性を活かした自治体の実現	6
	(1) 定員適正化、組織・機構の見直し	
	(2) デジタル行政の推進（ICTを活用した事務の効率化）	
	(3) 公共施設等総合管理計画の推進	
	(4) 公共サービスの民間力活用	
	(5) 広域行政の推進	
II.	持続可能な財政基盤の確立	8
	(1) 健全な財政運営の推進	
	(2) 市税等の収納対策の強化	
	(3) 自主財源の確保に向けて	
III.	市民と協働のまちづくり	9
	(1) 市民への情報発信の充実	
	(2) 市政への市民参加の促進	
	(3) 支えあいのまちづくり	

第1章 はじめに

いすみ市は、平成18年10月に「第1次いすみ市行財政改革大綱」を策定し、「市民との協働による新たな行財政システムの構築」を基本理念とした市政全般にわたる行財政改革を実施しながら、行政サービスの向上と効率性の高い行政運営を目指して取り組んできました。

その後策定した「第2次・第3次いすみ市行財政改革大綱」では、「未来に輝く持続可能ないすみ市の実現」を基本理念とし、財政基盤の確立と時代に対応した行政体制の構築を目指して取り組み、間断なく行財政改革を推進してきたところです。

しかしながら、いすみ市は他の多くの自治体と同様に人口減少と著しい高齢化が進んでいることに加え、令和2年には世界中に広がる新型コロナウイルス感染症の影響により、本市においても飲食店や中小企業を中心に大きなダメージを受けています。これらは、長引く地域経済の低迷と相まって、厳しい経済状況をもたらしています。また、地方交付税については、合併による特例措置が令和2年度に終わり、普通交付税はこれまでに比べ減額されることが予想され、今後の財政運営はより一層厳しさを増していくことが見込まれます。

今後、国においては令和2年7月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2020」（骨太の方針）にて、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、「我が国経済は感染症拡大の甚大な影響を受け、極めて厳しい状況」と前置きしたうえで、「『新たな日常』の実現：10年掛かる変革を一気に進める」とし、デジタル化への集中投資や次世代型行政サービスの強力な推進、書面・押印・対面主義からの脱却等を打ち出しています。また、総務省の「自治体戦略2040構想研究会」は第2次報告において、高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据え、地方自治体に対し「現時点から業務のあり方を変革していかなければならない。」「量的にも質的にも困難さを増す課題を突破できるような仕組みを構築する必要がある。」また、「全ての自治体で業務の自動化・省力化につながる破壊的技術（AIやロボティクス、ブロックチェーンなど）を徹底的に使いこなす必要がある。」としています。

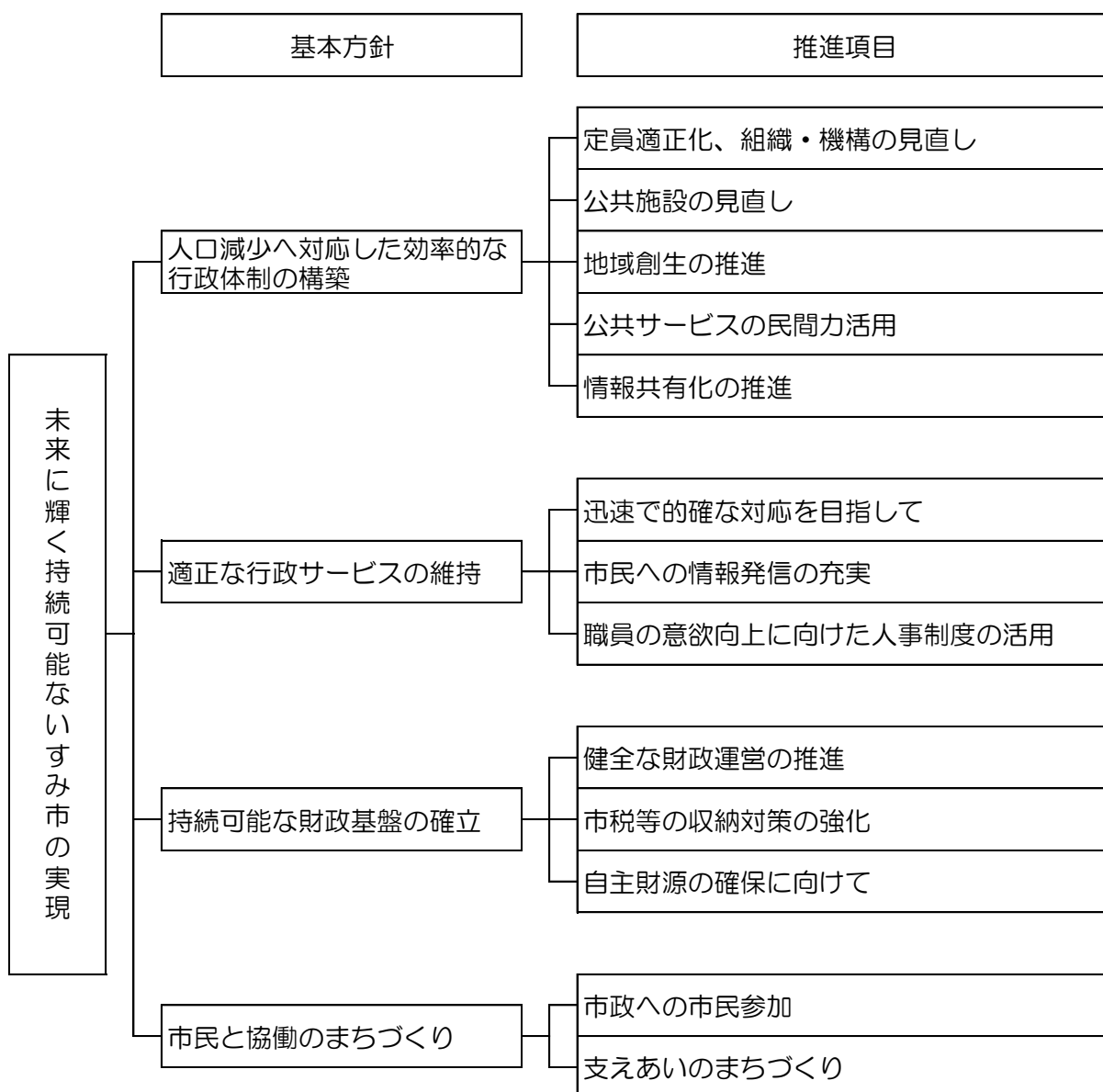
このように既存のあり方からの抜本的な変革が求められている中で、すべての市民が安心・安全で幸せに暮らせるいすみ市の実現に向け、第3次行財政改革の成果と課題を踏まえて、行財政改革をさらに積極的に推進し、いすみ市の人口規模にふさわしい行政運営を図るため、「第4次いすみ市行財政改革大綱」を策定します。

第2章 第3次行財政改革の取り組み

第3次行財政改革大綱では、「未来に輝く持続可能なすみ市の実現」を基本理念として、下記の4つの基本方針により、行財政改革に取り組んできました。

主な成果としては小学校の統合、公共施設の老朽化等の状況調査結果を踏まえた公共施設等総合管理計画を策定したほか、定員適正化が図られました。

しかしながら、第3次行財政改革大綱に掲げた推進項目でも全てが目標を達成したとは言えないものもあり、継続して行財政改革に取り組む必要があります。



第3章 いすみ市の現状と課題

国においては、令和2年に世界中で流行している新型コロナウイルス感染症の国内での拡大を踏まえ緊急事態宣言を発令し、政府は全国民に特別定額給付金を給付したほか、売り上げが減少した中小・小規模事業者の支援をはじめとした各種支援施策を実施するために多額の赤字国債を発行しました。これらにより国の借金は大幅に増え、国債費が増加することで歳出に対する歳入が不足する状況がさらに悪化し、今後、地方に対する財政支援がこれまでどおりの水準を維持できるかどうかは不透明な状況になっています。

こうした状況の下、いすみ市は人口減少と著しい高齢化が一段と進み、また、合併による普通交付税の特例措置が令和2年度で終了することもあり、今後ますます厳しい財政運営となることが予想されます。

社会経済情勢の変化や生産年齢人口の減少、収束の見えない新型コロナウイルス感染症による税収減等により、歳入の確保が課題となる一方、歳出においては地方創生への対応をはじめ、老朽化した公共施設の維持・更新費用、さらには増加する高齢者に対する行政サービスの拡充など、社会保障関係経費の増加に伴い、硬直化した財政状況が続くことも懸念されます。

このような中、行政需要の変化や「新たな日常」の実現に向け、適切に対応し、引き続き適正な行政サービスを効率的・効果的に提供するためには、市民と協働のまちづくりを進めるとともに、民間力の積極的な活用と公共施設の統廃合等、減少する人口規模に応じた行政体制の構築が必要です。また、情報通信技術や業務の自動化等、新しい技術を取り入れ、事務の効率化とサービスの向上を図るとともに、徹底したコスト削減と税収等自主財源の確保に努め、将来にわたって安定した市民サービスの提供ができる持続可能ないすみ市の実現に向け、限られた財源で事業の選択と集中を行いながら、今後も市民が安心して住める市を目指して積極的な行財政改革に取り組まなければなりません。

第4章 新たな改革の取り組み

1 第4次行財政改革大綱の基本理念

行財政改革をさらに推進することで、将来にわたってすべての市民が安心・安全で幸せに暮らせるいすみ市を実現するため、『幸せ、安心、健康、住みたいいすみ市の実現』を基本理念として様々な課題にも的確に対応できる行政体制の構築を図っていきます。

(基本理念)

幸せ、安心、健康、住みたいいすみ市の実現

2 基本方針

前述の基本理念をより具体的にするために、次の3つの基本方針を掲げます。

- I 地域の特性を活かした自治体の実現
- II 持続可能な財政基盤の確立
- III 市民と協働のまちづくり

3 推進体制

庁内組織である行政改革推進本部による全庁的な行財政改革を推進します。

また、市民の意見を反映させるため、引き続き民間の有識者や公募者から構成する行政改革推進委員会を設置し、行財政改革を推進します。

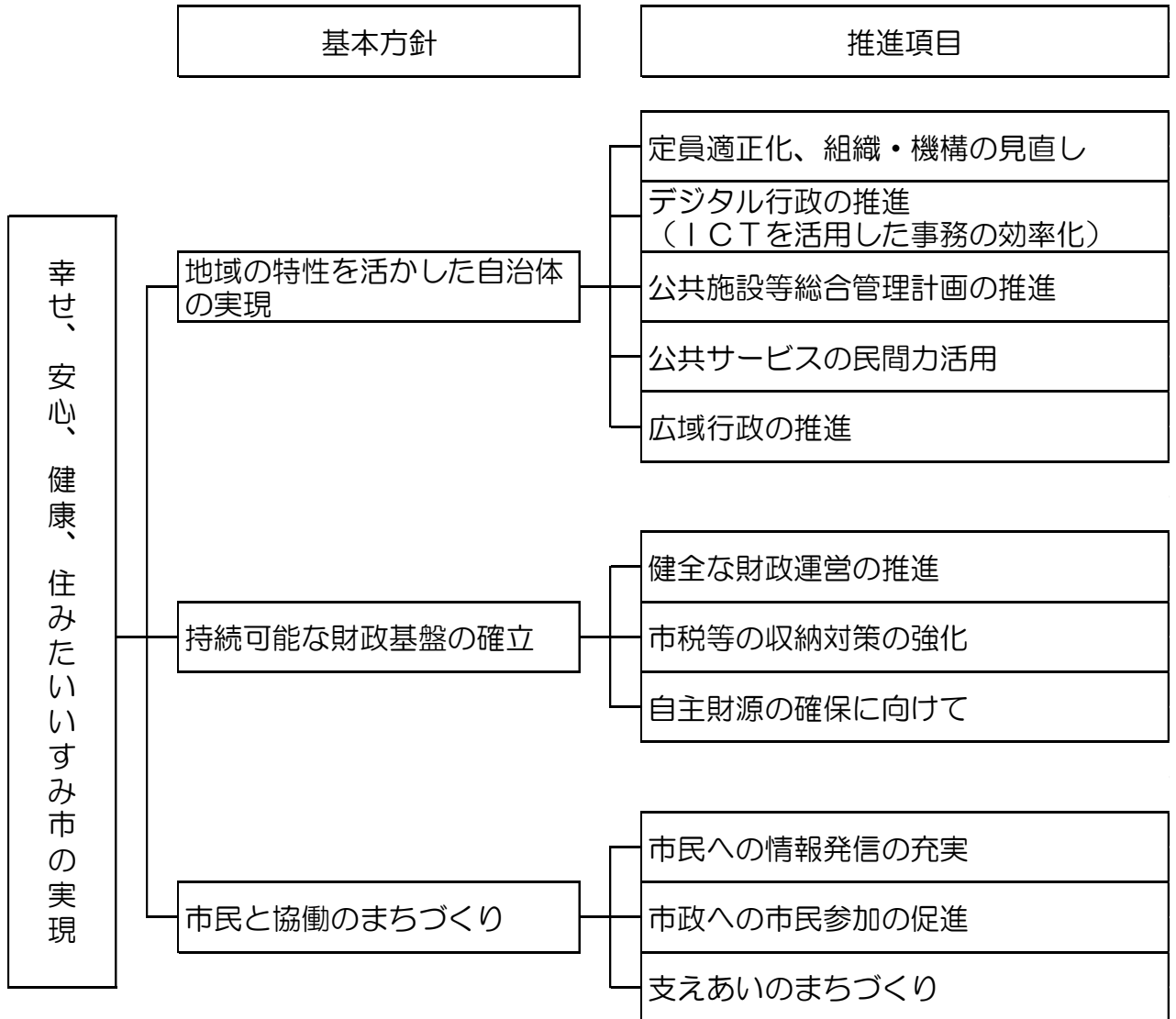
4 推進期間

大綱の推進期間は令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)の5ヶ年間とします。なお、社会経済情勢の変化等に応じて、随時、必要な見直しを行うものとします。

5 実行計画

行財政改革の着実な推進を図るため、この大綱に基づき可能な限り具体的な目標や取り組み事項、時期を定めた第4次いすみ市行財政改革実行計画を策定し、52項目(新規17項目)の進捗管理をしていきます。

第4次いすみ市行財政改革大綱の体系図



基本方針ごとの推進項目

I. 地域の特性を活かした自治体の実現

現在、いすみ市の人口は約37,000人で、将来推計人口では令和7年度(2025年)に約33,500人になると推計されています。また、15歳から64歳の生産年齢人口は令和7年度に約15,900人、総人口に対して約47%となり、その後も減少していくことが予想されています。

このように人口減少と少子高齢化が進む中において、行政課題に的確に対応できる組織体制の整備を図ります。その方策の一つとして事務を効率的に処理するため、行政のデジタル化を推進する中で、定型業務をパソコンによって自動的に処理するシステムの導入に取り組むとともに、情報通信技術を活用した事務の効率化、省力化等に努めます。

また、将来のさらなる人口減少を見据え、広域行政としての取り組みを検討するほか、第3次行財政改革大綱の期間中に策定した公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、施設の統廃合を検討するとともに、地域商社(株式会社SOTOBOSUMI)等、民間力の活用を推進します。

(1) 定員適正化、組織・機構の見直し

- ① 定員適正化計画の実行
- ② 組織の見直し
- ③ 適正な雇用形態の確保
- ④ PDCAサイクル(*1)による、コストや成果を重視した施策・事務事業の見直し
- ⑤ ワークライフバランスの推進
- ⑥ ワンストップサービスの更なる推進
- ⑦ 事務業務マニュアルの作成
- ⑧ 人材育成の推進
- ⑨ 職員提案制度の活用
- ⑩ 人事管理個別調査(異動希望調査)の実施
- ⑪ 人事評価制度の活用推進

====

(*1)PDCAサイクルとは、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)の順にプロセスを実施し、業務の向上及び継続的な事業改善活動を進めるマネジメント手法。

(2) デジタル行政の推進（ICT(*2)を活用した事務の効率化）

- ① RPA(*3)の導入検討
- ② マイナンバーカードを活用した手続きの拡充
- ③ 市内小中学校における情報教育の推進
- ④ 統合型GISの活用推進
- ⑤ 文書の適正管理推進
- ⑥ 証明書自動交付機導入検討
- ⑦ コンビニ交付導入検討

(3) 公共施設等総合管理計画の推進

- ① 保育所の統廃合の推進
- ② 学校施設の統廃合計画の策定
- ③ 社会教育、農業関連施設及び市営住宅等の見直し

(4) 公共サービスの民間力活用

- ① 地域商社（株式会社SOTOBO ISUMI）との連携・支援
- ② 民間委託等の推進

(5) 広域行政の推進

- ① 2市2町の広域連携の新たな取り組みの推進
- ② 末端給水事業体の統合推進

＝＝＝＝＝＝＝＝＝

(*2) ICT（Information and Communication Technologyの略）とは、情報通信技術のこと
とで、通信技術を活用したコミュニケーションをいい、情報処理だけではなく、インターネット
のような通信技術を利用した産業やサービスの総称のこと。

(*3) RPA（Robotic Process Automationの略）とは、パソコンで行っている単純作業や
入力作業を、ソフトウェアロボットに代行させ、自動化すること。

Ⅱ. 持続可能な財政基盤の確立

自主財源に乏しいいすみ市の財政運営は、主に地方交付税に依存していますが、令和3年度からは、これまで合併により特例措置されていた普通交付税が通常の算定方法となり、減額となることが予想されます。

また、進行する人口減少により、15歳から64歳の生産年齢人口は令和7年度には総人口に対して約47%になり、その後も減少していくと推計されていることから、市税については収入増加を望めない状況にあります。

今後もふるさと応援寄附金の活用、税・使用料・手数料などの自主財源の確保、さらなるコスト意識の高揚と補助金の見直しによる歳出の抑制に努め、持続可能な財政基盤の確立を図ります。

(1) 健全な財政運営の推進

- ① 歳入の確保と歳出の抑制
- ② コスト意識の高揚
- ③ 市単独補助金の見直し
- ④ 使用料・手数料の見直し
- ⑤ 財政調整基金への積立
- ⑥ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進

(2) 市税等の収納対策の強化

- ① 法令に基づいた厳正・的確な滞納整理
- ② 市税の口座振替の促進
- ③ 水道料金の口座振替の促進

(3) 自主財源の確保に向けて

- ① ガバメントクラウドファンディングの策定
- ② 有料広告事業の推進
- ③ 未利用財産の処分及び低利用財産の有効活用
- ④ ふるさと応援寄附金の活用推進

Ⅲ. 市民と協働のまちづくり

総人口に対する生産年齢人口の割合が減少する一方で、65歳以上の老年人口割合（高齢化率）は、令和2年度時点で約41%ですが、令和7年度には約44%になると推計され、今後高齢化はますます進むことが予想されています。

こうした中、刻々と変わる社会情勢に対応するため、市の広報紙やホームページ等による情報発信をより拡充し、市の進むべき方向や各種サービスの内容を多くの市民の方に理解していただけるよう努力する必要があります。また、一人暮らし・高齢者世帯等の全てのニーズを行政が的確に把握することは困難であり、多様な主体による地域での取り組みが必要で、各地域における市民同士での共助、お互いの助け合いがこれまで以上に重要になります。地域の実情に応じた自助・共助・公助の確立により、将来を見据えた地域主体のまちづくりを促進します。

また、民間や市民の知恵・力を活用し、地方創生に関する施策に取り組むほか、透明性の高い行政運営を目指すため、各種審議会等における公募委員の登用やパブリックコメント制度(*4)を活用した市政に対する市民参加を推進します。

(1) 市民への情報発信の充実

- ① 広報紙等の配布方法の検討
- ② 広報広聴の充実
- ③ 市ホームページの充実・強化
- ④ 職員派遣講座の充実

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

(*4)パブリックコメント制度とは、市政の基本的な計画や制度等を企画立案する過程において、目的や内容を公表し、市民から広く意見を募集し参考にしてそれに対する市の意見を発表し、最終的な決定を行うこと。

(2) 市政への市民参加の促進

- ① 地域創生の推進
- ② パブリックコメント制度の活用
- ③ 各種審議会等外部委員会における公募委員・女性委員の登用

(3) 支えあいのまちづくり

- ① 自主防災組織結成促進
- ② 介護予防の取り組み強化
- ③ 地域包括支援センターの充実
- ④ 地域活動の推進（自助、共助、公助の確立）
- ⑤ ボランティア意識向上の啓発
- ⑥ 支えあい・助け合いの地域づくり
- ⑦ 高齢者の見守り活動の充実